

障害のある子どもなどのために

このページでは、障害者手帳を持たないお子さんであっても利用可能な制度等を掲載しています。なお、そのほか障害者手帳を持つお子さんが利用可能な制度などについては、障害福祉課へお問い合わせください。

歯科サービスセンター

☎0774-39-9430 FAX0774-39-9432

対象	市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方と特別児童扶養手当の対象児童
場所	うじ安心館 5階 map 8D
診療日時	毎週水曜日の13:30~15:30 予約制

特別児童扶養手当

☎障害福祉課 ☎0774-21-0419

FAX0774-22-7117

✉shougaifukushi@city.uji.kyoto.jp

対象	20歳未満の中程度以上の障害のある児童(おおむね身体障害者手帳3級以上、療育手帳AまたはBの一部等)を家庭で養育している保護者。ただし、所得による制限があります。
支給月額	月額1級58,450円、2級38,930円(令和8年度より)

障害児福祉手当

☎障害福祉課 ☎0774-21-0419

FAX0774-22-7117

✉shougaifukushi@city.uji.kyoto.jp

対象	20歳未満の在宅の重度心身障害児で、日常生活において常時介護を必要とする児童。ただし、所得による制限があります。
支給月額	月額16,560円(令和8年度より)

自立支援医療(育成医療)

☎障害福祉課 ☎0774-21-0419

FAX0774-22-7117

✉shougaifukushi@city.uji.kyoto.jp

手術等によって身体上の障害および疾患の改善が見込まれる児童の医療費の一部を助成します。

対象	18歳未満で手術等によって身体上の障害および疾患の改善が見込まれる児童。
自己負担額	医療費の1割、または市民税の課税状況に応じた自己負担上限額

軽度・中等度難聴児支援事業

☎障害福祉課 ☎0774-21-0419

FAX0774-22-7117

✉shougaifukushi@city.uji.kyoto.jp

補聴器の購入又は修理に要する費用の一部を助成します。

対象	18歳未満の身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児。
支給額	基準額の3分の2

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

☎障害福祉課 ☎0774-21-0419

FAX0774-22-7117

✉shougaifukushi@city.uji.kyoto.jp

対象	小児慢性特定疾病医療受給者証(京都府山城北保健所の交付)を持つ児童。(医師意見書が必要)
自己負担額	市民税の課税額に応じた額(月額)、及び品目ごとの給付限度額を超過した額。



障害児通所給付について

☎ 障害福祉課 ☎0774-21-0419 FAX0774-22-7117 ✉ shougaifukushi@city.uji.kyoto.jp

◆未就学児を対象とした主な障害児通所給付

給付名	内容
児童発達支援	未就学の児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所や学校などを訪問し、障害のある児童に関し、集団生活への適応のための専門的な支援や助言を行うサービスです。

◆主な障害児通所給付・施設一覧

施設名	所在地	設置主体	電話番号	児童発達支援	保育所等訪問支援
みんなのきしゅしゅ	菟道荒槇37	(福)宇治福祉園	0774-23-6559	○	
みんなのきちゃお					○
ころぼっくる 幼児期親子療育	榎島町大幡26	(特非) アジュール舎	0774-34-2382	○	
れら訪問療育					○
子ども発達 さぼーとセンター あゆみ園	榎島町菌場 14-8	(福)不動園	0774-24-1233	○	
子ども発達 さぼーとセンター あゆみ訪問支援室					○
かおり之園 さん	伊勢田町 ウト口1-6	(福)かおり福祉会	0774-43-0547	○	
フォレストキッズ べっぶ 宇治教室	宇治半白34-2	(医)糖心会 べっぶ内科クリニック	0774-25-1177	○	
エンジョイリズム	羽拍子町66	(合)エンジョイリズム	0774-39-4647	○	
おかめいんこ	伊勢田町 新中ノ荒51-7	(株)こころ	0774-66-2193	○	
ソマリ			0774-74-8844		○
ぼの	木幡南山畑1-6	(株)Lia	0774-66-7346	○	
KID ACADEMY+ 宇治校	大久保町上ノ山 43-44	(株)ティンカー・ エヌkids	0774-74-8545	○	
まなぶん	木幡正中56-16	(株)まなぶん	0774-66-5267	○	
ルミエール	広野町西裏31-3 広野ハイツ101	(株)STRAIGHT	080-4485-1241		○



主に未就学児を対象とした障害者手帳取得により利用できる制度一覧

問 障害福祉課 ☎0774-21-0419 FAX0774-22-7117 ✉shougaiukushi@city.uji.kyoto.jp

制度名	対象		内容	問い合わせ先	
	身体	療育			
重度心身障害児・者の医療費助成(福祉医療) 保険診療の自己負担分を全額助成。ただし、入院時の食事代、自費負担分等は対象外。	1・2級	A B(非課税世帯)	<ul style="list-style-type: none"> ●所得制限あり。 ●対象は左記のほか、B1かつ3級以上の重複も対象 	年金医療課 (申請が必要)	
交通	電車運賃の半額 (JR/私鉄)	1種 = 本人と介護者(1名)	1種(A) = 本人と介護者(1名)	<ul style="list-style-type: none"> ●1種は定期・回数券・急行券も割引 ●1種でも1人で乗ると2種と同じく100kmを超える場合で普通乗車券のみ割引になります。 ●京都市営地下鉄は2種でも100km以下の短距離も適用。 ●2種12歳未満で定期を買う場合は、介護者のみ半額 	各鉄道会社 (切符を買う際に手帳呈示)
		2種 = 片道100kmを超える場合本人のみ割引	2種(B) = 片道100kmを超える場合本人のみ割引		
	バス運賃の半額 (各社)	1種 = 本人と介護者	1種(A) = 本人と介護者	●府外では一部適用されない場合があります。	各バス会社 (料金を払う際に手帳呈示)
		2種 = 本人のみ	2種(B) = 本人のみ		
	有料道路通行料金の半額	1種・※2種 (2種は本人運転のみ。)	1種(A)	<ul style="list-style-type: none"> ●割引登録申請のうえ、手帳呈示により割引。ETC利用の場合は、保護者等の車(事業用は対象外)とETCカードの事前登録が必要。 ●大人になり本人運転の場合は身体2種も対象。 	障害福祉課 (申請が必要)
	タクシー運賃の1割引 (各社)	1種・2種	1種・2種(A・B)	●府外では一部適用されない場合があります。	各タクシー会社 (乗ったときに呈示)
	宇治市福祉タクシー・ガソリン券(1か月当たりタクシー1000円又はガソリン700円)	視覚1・2級 下肢・体幹1~3級 内部1級(免疫・肝臓1・2級)	A	●タクシー券として利用の場合、上記の1割引とあわせて使えます。	障害福祉課 (申請が必要)
	飛行機の割引	1種 = 本人と介護者	1種(A) = 本人と介護者	●割引率・対象等は航空会社による。	各航空会社 (航空券を買う際に手帳呈示)
		2種 = 本人のみ	2種(B)の一部 = 本人のみ		
駐車禁止除外指定車標章	上肢1~2級の一部、下肢1~4級、平衡3級、体幹1~3級、移動1~4級、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸1~3級、視覚1~4級の一部、聴覚2~3級、免疫・肝臓1~3級	A	●除外されない道路等もありますので、詳しくは警察へ。	宇治警察署 (0774-21-0110 (児童同伴で申請))	

※精神障害者保健福祉手帳取得により利用できる制度は、各問い合わせ先へご確認ください。



制度名		対象		内容	問い合わせ先			
		身体	療育					
住宅改修	住宅改修 (住宅改修)	●1・2級(下肢・体幹1～3級以外 の場合は意見書 が必要) ●下肢・体幹1～3 級	/	●1・2級は上限30万円(自己 負担あり)、下肢・体幹3級は 上限20万円 ●対象工事は段差解消、手す り、滑り防止など ●所得制限あり	障害福祉課 (工事前に申請 が必要)			
	住宅改修 (リフト・エレベ ーター取付)					1・2級	A	●上限30万円(自己負担あり) 工事費の1/2助成 ●所得制限あり
	住宅改修 (特殊便器ウォシュ レット型取付)					/	A	●上限30万円(自己負担あり) ●所得制限あり
税	所得税	障害者控除 27万円	3～6級	B	●障害児を扶養している人が 対象 ●控除とは…「年間所得－控 除額」の額を使用して、税金 の額を決めます。 ●このほかにも扶養親族等の 家族構成により適用される 控除がいくつかあります。	宇治税務署 ☎0774-44-4141		
		特別障害者 控除 40万円	1・2級	A		税務課		
	市民税	障害者控除 26万円	3～6級	B			山城広域振興局 税務室 ☎0774-23-5400	
		特別障害者 控除 30万円	1・2級	A		自動車税 管理事務所 ☎075-672-6155		
	自動車税(種別割)	障害部位によって 級が異なります	A	●生計を一にする者の所有・ 運転する車(障害者18歳未 満の場合) ●もっぱら障害者のために使 用する車			税務課	
	自動車税・軽自動車税 (環境性能割)	障害部位によって 級が異なります	A	●生計を一にする者の所有・ 運転する車 ●もっぱら障害者のために使 用する車 ●環境性能割は車検証ができ る前に申請が必要				
軽自動車税(種別割)	障害部位によって 級が異なります	A	●生計を一にする者の所有・ 運転する車 ●もっぱら障害者のために使 用する車					
その他	NHK放送受信料の 免除 (非課税世帯の全額 免除)	1～6級	A・B	●世帯に障害者がおられ、世 帯員全員が市町村民税非課 税の場合	障害福祉課 (申請が必要) ※先に世帯員全 員が市民税申 告している必 要があります。			
	青い鳥はがきの配布 (年間20枚)	1・2級	A	●官製はがき1人20枚	郵便局 (申請が必要。 4/1～5/31)			
	施設入場料の割引	1～6級	A・B	●体育館、美術館、映画館など ●施設により対象等級が異な ることがあります。	各施設			

